

東根市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例の概要

条例制定の背景・意義

国連…「障害者の権利に関する条約」の採択（H18.12）→全ての障がい者のあらゆる人権・基本的自由の確保、障がい者の尊厳の尊重
国…「障害者基本法」の改正（H23.8）→共生社会の実現を図るため、基本原則のひとつに「差別の禁止」を規定
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（H25.6制定、H28.4施行）
県…「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の制定（H28.3制定、H28.4施行）



目的（第1条）

① 基本理念、② 市の責務、③ 市民及び事業者の役割を定め、障がい者を理由とする差別の解消に向けた施策を推進することにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。



① 基本理念（第3条）

- 全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されること
- 全ての障がい者は、社会を構成する一員として社会参加の機会が確保されること
- 市、市民及び事業者は、社会的障壁を取り除くため、連携し協力して合理的配慮の促進に取り組むこと

② 市の責務（第4条）

- 障がい者を理由とする差別の解消に必要な施策を推進すること

③ 市民の役割・事業者の役割（第5条）

- 障がい及び障がい者への理解を深めること
- 市が実施する差別の解消に必要な施策への協力を努めること

共生する社会の実現に向けた施策の推進（第6条）

- 啓発活動及び知識の普及…障がいなどに関する市民の関心と理解を深めるための啓発活動及び知識の普及
- 意思疎通手段の確保…障がい者の意思疎通及び情報の取得・利用のための手段についての選択機会の確保及び必要な支援
- 地域での生活の支援…生活の場を選択する機会の確保及び地域社会で健康で安心して生活できるように必要な支援
- 雇用や就労の促進…障がい者の能力に適合した多様な就労機会の確保及び関係機関と連携した職業相談等の必要な支援
- 社会参加活動の推進…障がい者が文化芸術活動、スポーツ、その他の社会参加活動を円滑に行うことができるために必要な支援

相談体制の整備（第7条）

障がい者を理由とする差別に関する相談体制を整備するとともに、必要に応じ情報提供や助言等の対応を行う。

障がい者を理由とする差別の禁止（第8条）

市及び事業者は、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者を理由とする差別をしてはならない。

合理的配慮の提供（第9条）

市は、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者に対する社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮をしなければならない。
事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者に対する社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をするよう努めなければならない。

東根市障がい者差別解消支援協議会の設置（第10条）

障がい者を理由とする差別の解消を図るための施策を効果的かつ円滑に実施するための協議会を設置する。

用語の意義

- (1) 障がい者
身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等による障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。
- (2) 社会的障壁
障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- (3) 障がいを理由とする差別
障がいを理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害すること、又は合理的配慮の提供をしないこと。
- (4) 合理的配慮
障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じた、社会的障壁を取り除くための必要かつ適切な変更及び調整のこと。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 事業者
商業その他の事業を行う者。